

## これからの時代に求められる資質・能力を育むための カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究 公募要領

### 1. 事業名

これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究

### 2. 事業の目的

新学習指導要領においては、これからの時代における様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう必要な資質・能力を児童生徒一人一人に身に付けさせることができるよう教育を行うことを求めている。

教育課程の編成・実施に際しては、各教科等における資質・能力の育成や、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力といった教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を目指すとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが重要である。このため、各学校においては法令及び学習指導要領に従いつつ、人的又は物的な資源を活用しながら児童生徒、学校、地域の実態等に応じて教育課程を編成・実施し、その取組状況を評価し改善につなげていくことを通して、組織的かつ計画的に自校の教育活動の質の向上を図っていくこと（カリキュラム・マネジメント）が、これまで以上に求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業からの学校再開後には、教育活動や時間の配分等を再検討し、学校の授業における学習活動を重点化するなど、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるよう、カリキュラム・マネジメントを行うことの重要性が指摘された。さらに、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を改めて認識し、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにしていくことが重要である。教育委員会においても、各学校の持っている裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じた柔軟な教育課程の編成・実施が行われるよう、適切な指導及び環境整備に関わる包括的な支援を行うことが求められる。

本事業では、このようなカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るための実証的な調査研究を行い、その成果を普及することにより、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組を支援することを目的とする。

### 3. 事業期間

令和3年度～令和4年度（2カ年事業予定）。ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は毎年度行うものとする。

### 4. 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、国・公立大学法人、学校法人（以下「都道府県教育委員会等」という。）

## 5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 6. 事業の内容

### (1) 調査研究の趣旨

本事業においては、「2. 事業の目的」に基づき、都道府県教育委員会等に委託して、①カリキュラム・マネジメントに関わる実践研究、②①の取組を踏まえたカリキュラム・マネジメントの手引きの作成を行う。これらの研究成果を全国的に普及することにより、各教育委員会、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組を推進する。

本事業の成果が全国的に活用可能なものとする観点から、調査研究に当たっては、以下の点に留意することが重要である。

- I カリキュラム・マネジメントに関わる以下の三つの側面を踏まえた研究を行うこと。
  - i 学校の教育目標等（目指す児童生徒像や教育課程編成の重点など）の実現に向けて、重要となる各教科等の内容を選択し、選択した内容について各教科等相互の関連を図りながら配列し、適切な授業時数を配当するなど、学校の教育目標との関係を意識しながら、各教科等の教育内容を教科等横断的な視点で組織すること。
  - ii 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
  - iii 教育活動の実施に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

なお、上記三つの側面は、新学習指導要領の総則並びに解説総則編に示すとおり、これまでと全く異なる学校運営を各学校に求めるものではなく、各学校の実態に応じて、組織的かつ計画的に教育課程の編成、実施、評価、改善を行うことを引き続き重視し、その実質化を目指すものであることに留意すること。

(参考 小学校学習指導要領解説総則編 第3章第1節1、第3章第1節4 中学校、高等学校も同様)

- II 各学校における実際の教育課程の編成や改善に取り組む際の、年間を通した具体的なカリキュラム・マネジメントの充実・強化のための方策（カリキュラム・マネジメントのサイクルを回すにあたって出てきた課題や課題を乗り越えるために行った取組等）が分かるような形で事例をまとめること。

(参考 小学校学習指導要領解説総則編 第3章第1節4（手順の一例） 中学校、高等学校も同様)

- III 研究に際しては、校長の方針の下に教職員が意識を共有して業務改善を図り、指導の体制を整えていくなど、取組を進める上での学校運営上の工夫を盛り込むこと。

(参考 小学校学習指導要領解説総則編 第3章第5節1 中学校、高等学校も同様)

## (2) 研究内容

委託を受けた都道府県教育委員会等は、「6（1）調査研究の趣旨」を踏まえた上で、研究対象を「A：小・中学校に関する研究」又は「B：高等学校に関する研究」のいずれかを選択の上、以下の二つの取組を行う。

※ 具体の事業の実施方法は、「7. 事業の実施方法」を参照

① 以下の abc のテーマに沿った実践研究を行う学校をそれぞれ指定し、研究成果をまとめる。

② 各学校の教育目標に基づきカリキュラム・マネジメントに取り組む際の手引きを作成する。

※手引きには実践校の取組など、以下の abc のテーマに沿った取組を含むこと

a 学校の教育目標等（目指す児童生徒像や教育課程編成の重点など）の設定及び実現に向けた研究

※「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 第3章 第2節 1 各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章第2の1）」参照，中学校・高等学校も同様の記載がある。

b 学習の基盤となる資質・能力の育成に向けた研究

※「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 第3章 第2節 2（1）学習の基盤となる資質・能力」参照，中学校・高等学校も同様の記載がある。

c 現代的な諸課題に対応するための資質・能力の育成に向けた研究

※「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編 第3章 第2節 2（2）現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」参照，中学校・高等学校も同様の記載がある。

## 7. 事業の実施方法

(1) 文部科学省は、本調査研究の実施を委託する都道府県教育委員会等を「カリキュラム・マネジメント調査研究実践地域」（以下「実践地域」という。）として指定する。

(2) 実践地域は、「2. 事業の目的」及び「6. 事業の内容」を踏まえて具体的な研究課題及び取組内容を設定するとともに、カリキュラム・マネジメント検討会議の設置、具体的な実践を行う実践校の指定を行う。

(3) 実践校の指定については、「6（2）研究内容」に示す abc のテーマから以下のように選択すること

A 「小・中学校に関する研究」に取り組む場合

- ・実践地域は、abc のテーマについて域内の小学校または中学校からバランスよく実践校を指定する。
- ・実践地域は、abc 各テーマに最低1校を実践校に指定する。
- ・1つの実践校が二つ以上の研究テーマを選択することはできない。

B 「高等学校に関する研究」に取り組む場合

- ・実践地域は、域内の高等学校から abc の各テーマに最低1校を実践校に指定する。
- ・1つの実践校が二つ以上の研究テーマを選択することはできない。

(4) 文部科学省は、実践地域に対し、本調査研究の実施に必要な指導・助言等を行うと

ともに、本調査研究の成果等の普及を図る。

## 8. カリキュラム・マネジメント検討会議

- (1) 7 (1) に示すとおり、実践地域においては、「カリキュラム・マネジメント検討会議」を設置する。
  - (2) カリキュラム・マネジメント検討会議は、実践校に対し、本調査研究の円滑な実施のために必要な指導・助言、調整等を行う。
  - (3) カリキュラム・マネジメント検討会議は、実践地域における調査研究の内容を踏まえ、学校教育関係者、学識経験者、関係行政機関の職員などをもって構成するものとする。
- ※なお、学識経験者については、教員養成課程を有する大学に所属する教授又は准教授を1名以上含めること。その際、実践地域が所在する都道府県にある大学が望ましい。

## 9. 調査研究完了報告書等

- (1) 実践地域においては、委託契約が完了（廃止）したときは、【様式2】「完了報告書」及び【様式3】「完了決算書」、支出を証する書類の写を、完了（廃止）した日から10日を経過した日、又は各年度の末日のいずれか早い日までに、提出するものとする。また、完了報告書のほか、調査研究1年目は①実践地域の取組の概要が分かるもの②カリキュラム・マネジメント検討会議の資料を添付し、2年目は①カリキュラム・マネジメントの展開に資する手引き②カリキュラム・マネジメント検討会議の資料を添付するものとする。  
なお、完了報告書の様式は、今後変更することがあり得る。
- (2) 文部科学省は、調査研究の成果普及等のため、上記(1)で定める完了報告書のほか、調査研究における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。
- (3) 完了報告書及び資料等については、文部科学省においてその集録を編集し、一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

## 10. 書類の提出方法等

- (1) 提出書類
  - 実施計画書
  - その他参考となる資料（本研究に関連する取組の実績があれば、その内容がわかる資料等）
- (2) 提出方法

書類の提出は、電子メールで行う。FAXでの提出は受け付けない。

電子メールで提出する際の留意点

  - ・Word、一太郎又はExcelにて作成した実施計画書のファイルを添付の上、送信すること。
  - ・メールの件名は「【提出】（機関名）：カリキュラム・マネジメント調査研究」とすること。
  - ・ファイルを含めメールの容量が10MBを超える場合は、「ファイル転送システムによる送付希望」とメールにて連絡し、送付されたファイル転送システムを使用してファイルを送付すること。

- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下（5）問い合わせ先まで照会すること。

### （3）提出期限

提出期限：令和3年3月26日（金）17時必着

- ※ 提出書類（様式1）をこの期限までに提出すること。
- ※ 電子メールでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。
- ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

### （4）提出先

電子メールアドレス：kyokyo@mext.go.jp

### （5）問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教育課程課 教育課程企画室 審議・調整係

電話：03-6734-4730

### （6）その他

書類の作成費及び送料については、採択結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

## 1.1. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：総額19百万円程度を予定。

※一指定地域当たり150万円程度を目安とする。

採択件数：予算の範囲内において採択予定。採択件数は審査委員会が決定する

- ※ なお、この公募は、令和3年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始めるが、国会における本予算成立までの間に、当該事業の実施の可否や、事業内容及び事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意されたい。

## 1.2. 採択方法等

「これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究 審査委員会」（文部科学省内に設置。）において、（別添3）に定める審査基準に基づき、書類審査を実施する。審査終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

※条件付採択

審査において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した実施計画書（様式1）の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについてのみ採択する。

### 1 3. 委託契約締結

審査の結果、委託契約予定者と提出書類等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額は、本公募要領 1 1 に示す事業規模及び委託要項に基づく実施計画書の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

### 1 4. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前 2 項は、学校法人のみに適用する。

### 1 5. その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本調査研究の実施状況及び経理処理状況について実態調査（実践校訪問など）を行うことができる。
- (2) 文部科学省は、実践地域等における本調査研究の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、関係者の参加を得た連絡協議会の開催、実践校等への訪問及び指導・助言を行う。
- (3) 実施計画書を提出後に、研究の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (4) 調査研究の成果の検証に当たっては、アンケート調査等を行うなど、客観的・定量的に把握するよう努めること。
- (5) 本調査研究の成果については、文部科学省ホームページへの掲載や研究成果発表会の開催等を通じて広く普及することを予定している。
- (6) この要領に定めのない事項で調査研究の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。
- (7) 学校法人、附属学校を置く国・公立大学法人においては、審査基準内にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。
- (8) [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前の準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・実施計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）

- ・銀行口座情報

## 16. 質問・相談等，追加情報等の提供

- (1) 公募期間中の質問・相談等については，以下の方法により期限までに提出するものとする。
  - ・ 提出先 電子メール kyokyo@mext. go. jp
  - ・ 提出方法 書式は特に問わない
    - ※メールの件名は，「【提出】（機関名）：質問（カリキュラム・マネジメント調査研究）」とすること。
  - ・ 提出期限 令和3年3月12日（金）18：00
- (2) 公募期間中の質問・相談等については，当該者のみが有利となるような質問等については回答できないため，（1）で受け付ける質問・相談等への回答を含め，公募要領にない追加情報の提供は3月19日（金）までに文部科学省の調達情報サイトにある「調達総合案内」にて行う。

## 17. スケジュール

公募開始：令和3年3月1日（月）

公募締切：令和3年3月26日（金）

審査：令和3年4月上旬を予定

採択結果通知：令和3年4月中旬を予定

契約締結：令和3年5月以降

契約期間：契約締結日から令和4年3月31日まで